

令和6年11月18日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 現地調査
(2) 現地調査の総括
(3) 所管事務調査について
(4) その他

- 2 調査の経過 11月18日に委員会を開催し、現地調査とその総括を行った。
所管事務調査について、魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に伴う加入者の解約手続の状況（支援金支給状況）について、下島地内市貸付地土地明渡し訴訟の提起について、執行部から説明を受け質疑を行った。
その他で、今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について、魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の改正に向けた考え方について、建築設計業務の発注に係る地域要件の考え方について、本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて、魚沼市消防団「機能別消防団員」の制度概要について、消防職員の定数について及び特殊勤務手当について、執行部から説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 現地調査

- ・ 消防庁舎脇ヘリポート建設予定地
- ・ 防災備蓄庫

(2) 現地調査の総括

(3) 所管事務調査について

- ①魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に伴う加入者の解約手続の状況（支援金支給状況）について（秘書広報課）
- ②下島地内市貸付地土地明渡し訴訟の提起について（管財課）

(4) その他

- ①今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について（地域創生課）
- ②魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の改正に向けた考え方について（財務課）
- ③建築設計業務の発注に係る地域要件の考え方について（財務課）
- ④本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて（管財課）
- ⑤魚沼市消防団「機能別消防団員」の制度概要について（消防本部）
- ⑥消防職員の定数について（消防本部）
- ⑦特殊勤務手当について（消防本部）

2 日 時 令和6年11月18日 午前9時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、桑原消防長、吉田総務政策部副部長、角屋消防次長、阿達秘書広報課長、水落財務課長、斉藤管財課長、佐藤防災安全課長

7 書 記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会（9：00）

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本日の日程でありますけども、まず最初に消防庁舎脇のヘリポート建設予定地、そして湯之

谷小学校第2体育館の防災備蓄庫ということで視察を予定しております。消防本部の視察におきましては、天候の関係もありますので、まず最初に庁舎内に入らせていただきまして、ダウンウォッシュ等の映像を用意していただいているということでもあります。それをまず見ていただき、建設予定地を視察したいと思います。その後、公用車で移動しまして、湯之谷小学校第2体育館の備蓄庫の視察となりますので、よろしく申し上げます。

今日は、所管事務調査がその他案件も含めて内容が多くなっておりますので、スムーズな進行に皆さんから御協力をよろしくお願ひしたいと思います。

(1) 現地調査

- ・ 消防庁舎脇ヘリポート建設予定地
- ・ 防災備蓄庫

遠藤委員長 日程第1、現地調査についてを議題といたします。それでは、現地調査の行程表により現地調査を行います。それでは、しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (09:01)

(休憩中に現地調査)

再 開 (10:40)

遠藤委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(2) 現地調査の総括

遠藤委員長 日程第1で現地調査を行いました。日程第2では、現地調査の総括を議題とさせていただきます。ただいま2か所の現地調査を行いましたので、これより総括を行います。皆さんから総括意見として順次発言をお願いいたします。それでは、まず佐藤委員からお願いいたします。

佐藤委員 消防署のヘリポートの関係ですけれども、現地を見させていただきまして、イメージができました。設置にあたりましては、埋立ての資材ですとかそういったところも、河川の土石等の利用をしましたり、そういうことで経済的にも考えられているということでした。あと、ヘリポートのヘリ離発着分については、冬期の場合もそれが可能なように消雪パイプ等も必要と考えたんですけれども、そういったところも今検討されているということで伺いました。ヘリポートのイメージができました。

それから、防災用品の関係ですけれども、食料については、自宅からも持ってきてということで、全て3日間確保するというではないかと思ひます。携帯トイレが今確認してもらいまして、個数が350で50回分ということで、約1万7,000回分ということかと思ひます。そういったところも含め、しばらく3日間ですとか1週間ですとか、それを使用することが可能なように、数量的にも確認をお願いできればと思ひます。それから、電源関

係は小さな電源でポータブル電源ということだと思いますけれども、そういったところに不足が生じないように、もう少し容量の大きなものが必要じゃないかなと。また、各避難場所にもそれぞれ設置することも検討されたらいいんじゃないかなという気がしました。やっぱり地震ですとか、そういった場合に、外部との連絡ということも必ず必要になると思います。そういう点では携帯用の充電器ですとか、そういうところが供給できるような、システムでも考えておいていただいているのかなと、そこら辺は確認したい点でありました。あと、食料品関係は、ガスを活用したりですとかもあるかと思うんですけれども、やはり現地でガスですとか燃料ですとか、そういったところを用意して、いざという場合でも温かいものをいただけるといような対策もチェックしていただけたらということを考えました。

大桃委員　　ヘリポートは、説明いただいた中で、順調に推移してきているなということで安心しました。自分が一番気にかけていた冬場の風雪、あるいは川沿いにあるというようなところから風の問題とか雪の問題、この辺を心配していたんですけれども説明の中で大丈夫という形で伺いましたのでよかったかなと思っています。

それから、防災備蓄の件ですけれども、ここも説明をいただいて、それぞれのところでちゃんと管理をされているなという感触を持ちました。また、在庫管理ということでお尋ねしましたけれども、棚卸しを実施しながら在庫的な管理もやられているというところで確認をさせていただきました。初めて現地を見させてもらったりして、大変よかったですかなと思いました。

志田委員　　ヘリポートにつきましては、大変広い面積であります。説明員の方も申しましたように、除雪に関しては除雪機械を使うのか、あるいは消雪パイプをフルに敷地内に回して除雪するのかみたいなことは、まだはっきり決まっていないというような内容でした。やはり、広い面積を全て除雪しておく必要があるのかどうなのか、そこら辺も検討すべき課題だとは思いますが、なるべくいい方法を考えていただいて、支障のないような除雪体制をつくっていただきたいと思っております。

それから、備蓄庫につきましては、大変整備されて、いろいろなものが取り揃えられていたと思います。やはり、ただ管理して用意しておくだけでは意味がないので、実際に災害があったときに、それをいかにスムーズに避難所に持っていけるかどうか、そういったことを最悪のケースを考えて、例えば地震で電気が来なくなったときに、その備品庫の電気もつかない、そういったときにどうやってスムーズに搬出するんだみたいなこともマニュアル化、実体験でそういうふうな訓練等もやってみてはどうかかなと感じました。

森島委員　　消防署のヘリポートについては、スケジュール表にのっとって職員の皆様方から努力をしていただければと思っております。もう1点の、防災備蓄庫については、今後も予算の範囲内できちんとしたものを揃えていただきたいと思っております。私は一番大事なのは、市民の備蓄庫もさることながら災害に対する市民の安全、安心を守る担当課として、そういうものの周知を徹底してやっていくことが一番大事だと思いますので、その一つとしての備蓄庫であろうかと思っておりますので、しっかりとした補填をしながらやっていただければと思っております。

富永委員　　ヘリポートですけれども、残土を有効的に利用するように、近隣自治体なり県、国などに声がけをして費用のかからない埋立てができるように工夫していただけるといい

かと思えます。そういう説明がありましたけれども、その辺のところを強調しておきたいと思えます。

それから、備蓄庫ですけれども、備品等が棚にきちんと格納してあったんですけれども、備品の品名だとか、数量だとか、配備した年数、何年に入替えるんだという、それがちょっと小さくて分かりにくかったので、もう少し大きく誰が見ても分かるようにしておけばいいかなと思いました。また可能であれば、備蓄庫全体のどこに何を配備しているかという表というか地図というか、そういうのも作っておくといいと感じました。

遠藤委員長　それでは、私も今委員の皆さんがおっしゃった中に、大分網羅されている部分もあるかと思えます。中越震災から20年ということで、あの当時はなかなか知識として持ち合わせなかったものが、この20年を経過した中で、市民意識ですとか市役所の体制も変わってきていると思えます。そういったことを踏まえながら、何が必要な防災備蓄なのかということと、ヘリポートにつきましては、技術的なものについては、もう専門家では分からない部分もありますけれども、あれだけ国道に面した広い場所がありますと、いろいろな災害時にそこに避難を求めたり、情報を求めたりしてくる方々が押し寄せる可能性もあります。その辺をどのように整理して一時的に利用できるか、情報をどのように与えてやれるか、そんなことを踏まえて、受入れ体制等も一緒にやっていただけたらなという感じがいたします。

備蓄につきましても、ローリングストックという中で、特に食の部分については、いろいろなことで利活用しながら、また新しいものを仕入れをしていくということで、その数等の把握も含めて今後ともよろしくお願ひしたいのと、また備蓄や市役所職員の行動に、まるで頼ることなく、市民が72時間という壁がありますけれども、それをしっかりと生き抜く、あるいはその後生き延びるといふことの意識を啓発するような活動も併せてやっていただけたらと、このように思っていますので、今委員のおっしゃったことを含めて議会側の総括とさせていただきます。執行部からも今の委員の意見を聞いて、補足的な説明ですとかありましたら挙手でお願ひいたします。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

遠藤委員長　それでは、ただいまの意見をまとめ、総括にしたいと思えます。また、この件につきましては、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

(3) 所管事務調査について

①魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に伴う加入者の解約手続の状況(支援金支給状況)について(秘書広報課)

遠藤委員長　日程第3、所管事務調査についてを議題といたします。まず、1点目であります。①魚沼ケーブルテレビ事業の廃止に伴う加入者の解約手続の状況(支援金支給状況)についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　堀之内地域で現在対応させていただいております魚沼ケーブルテレビ事業でございますが、これにつきましては令和8年度に廃止する方向を決定いただきまして、令和6年度から8年度までの3か年で債務負担行為を設定し、解約者への対応支援を進め

させていただいているところでございます。今年度からその解約に向けて手続を進めていただいているところでございますけれども、現在の状況につきまして、予算も関係することでございますが秘書広報課長から説明をさせていただきます。

阿達秘書広報課長　それでは、移行支援金についてなんですけれども、令和6年3月末時点での加入者が、資料がなくて申し訳ありませんが、1,178件ということになっておりました。今年度は、約500件、2,700万円の計上をしておりました。しかしながら、9月末に既に460件の申請がありまして、また65歳以上の単身の方等へは加算金が支給されるので、現在、残額がほぼ0円となっております。つきましては、次の12月議会の補正で、3月までに必要と思われる約250件、金額で言いますと1,485万円の計上を予定しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

遠藤委員長　それでは、ケーブルテレビの解約状況ということで報告がありました。今現在ほとんど、以前計上した金額を使い切る状態にあるということと、またこれから12月までの間に応募者もあるということで、今時点では予算の流用というお話でしたでしょうか。

阿達秘書広報課長　そうです。10月分ぐらいは、流用させていただきたいと思っております。

遠藤委員長　その後、12月議会に補正予算で上がるということで議案案件でありますので、審議はまたそのときに、多分即決案件になると思ひます。今ここで、もし質疑等がありましたら、状況等も踏まえて質疑を受けたいと思ひますがいかがでしょうか。

桑原総務政策部長　補足させていただきたいと思ひます。3か年の支援金の総額は変わりませんけれども、予想外に解約手続が進んでいるということで御理解をいただきたいかと思ひています。それぞれ民間のケーブルテレビ会社の営業等が入っておりまして、そちらの影響がかなり強いものと推測されます。今このペースでいくと月50件で解約が進んでいるということです。

遠藤委員長　3か年の予定でいるんですけども、思ったより解約が進んでいるということで、3か年目ぐらいになると、ほぼほぼ少ない受益者のために大きな予算を使うようなことも出てくるということで、これから協議の中には残していきたいと思ひます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

②下島地内市貸付地土地明渡し訴訟の提起について(管財課)

遠藤委員長　次に、②下島地内市貸付地土地明渡し訴訟の提起について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　本件につきましては、前回の総務委員会でも説明をさせていただきました。それから9月定例議会の補正予算で関連予算の補正を議決いただいたところでございます。内容につきましては、下島地内にございます市有地上にある民間の建物、これを明け渡してもらいたいということへの訴訟の関係でございますけれども、現在の状況、それから今後のスケジュールにつきまして管財課長から説明をさせていただきます。

斉藤管財課長　こちらは、12月議会に議案を提出する予定であります。地方自治法第96条第12号による議決案件となっております。

(資料「下島地内市貸付地土地明渡し訴訟の提起について」により説明)

遠藤委員長　それでは、これから質疑を行います。先ほど説明がありましたように、この件に関しては、12月定例会に訴訟提起案件ということで付託になる予定となっております。それらを踏まえて、今情報をいただいた部分で事前協議にならない程度の範囲の質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

(4) その他

①今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について(地域創生課)

遠藤委員長　日程第4、その他を議題といたします。①今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について説明をいたします。こちらの案件につきましては、3月28日に開催されました総務委員会におきまして、特定空家の認定について報告をしておりますけれども、その後の進捗状況について説明をいたします。

(資料「今泉地内特定空家に係る事務の進捗状況について」により説明)

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのようにそのように決定をいたしました。

②魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の改正に向けた考え方について(財務課)

遠藤委員長　次に、②魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例の改正に向けた考え方について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　この長期継続契約制度ですけれども、これにつきましては、地方自治法の改正に基づきまして、それまで債務負担行為あるいは継続費という複数年の契約を単年度予算主義の例外として認めていたもののほかに、この事前に契約行為ができるものとして設定をさせてもらうことができる制度でございます。しかしながら、この運用の中で昨今では、この後説明させていただきますけれども様々な業務が生じている中で、どうしても年度の区切り、これがネックとなってスムーズな業務が運べない、そういった案件もございまして、既存の債務負担行為、あるいは継続費という中では対応が難しいものもございまして、それらについて、長期継続契約の運用、これを現行の規定の部分を改正させていただく中で、よりスムーズな事務の執行、それから適切な事務ができるような、そういった方向で持っていきたいと考えておりまして、これについての改正をさせていただきたいとするものでございます。内容につきましては、財務課長から説明をさせていただきます。

水落財務課長　では、私から長期継続契約とする契約を定める条例の改正に向けてということで、補足して説明をさせていただきます。今ほど部長が申し上げたとおり、本件に関し

ましては、地方自治法及び地方自治法施行令の中で、それぞれ規定がなされているものでございます。いわゆる長期継続契約を簡単に申しますと、翌年度以降にわたり、電気ですとかガス、水の供給、それから電気通信役務の提供を受ける契約ですとか、不動産を借りる契約、その他政令で定める契約を締結することができるということとされております。それを持ちまして、政令ではどんなことが規定されているかと申し上げますと、翌年度以降にわたり物品を借入れたり、または、役務の提供を受ける契約でその契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ事務の取扱いに支障が及ぼすもののうち、条例で定めるものというような形で規定をされております。

(資料「魚沼市長期継続契約とする契約を定める条例」の改正に向けた考え方について」により説明)

遠藤委員長　それでは、これから質疑を行います。この件に関しましても、12月定例会の条例改正案件でございますので、それらをお含みいただいた中で、質疑があればお聞きをいたしますがいかがでしょうか。

佐藤委員　現行条例で7点ほど上がっておりますけれども、現状ではこれが単年度ごとの契約ということかと思うんですが、これが長期という場合は2年あるいは3年、何年になるんでしょうか。それと、長期契約を行っている自治体というのは、県内等でどの程度結構増えているんでしょうか。

桑原総務政策部長　この現行条例の中で定めている1号から7号までの例示でございますけれども、これについては、分かりやすく先ほどの説明の補足になりますけれども、4月1日からもう既に業務が始まるようなものもあるかと思えます。それらについては、先ほど課長の説明もありましたように、切れ間のない対応が望まれるということで、単年度予算主義からすると、4月1日に契約行為をしなければいけないんですが、それより前に契約行為をして業務を始めなければいけない、そういったところのものが対象となっております。したがって、通常ですと予算がつく4月1日以降に起案をして、それで契約をさせていただくわけになります。4月1日に起案をして入札公告を出して、その後に契約ということになると、実質4月1日から業務が始められないということで、3月中にこのような手続を進めさせていただくための契約というところがほとんどになっております。したがって、これ何年というふうな業務ということもあるんですけれども、予算執行については単年度の対応なんですけど、ものによっては、それぞれ先ほどお話のあったソフトウェアのライセンス契約についてもライセンス契約の期間ということになりますし、ものによって様々だと思います。一概にこれが2年とか3年とかというところで決められているものではありませんので、その業務の内容によって定められているということでございます。あと、これがどの自治体でもやっているかということでございますけれども、最初の説明でもさせていただいたとおり、債務負担行為あるいは継続費、そういったもので議決をとって設定させていただくというところの契約もあるわけなんですけれども、これについては基本的に予算年度は、単年度の予算で設定されていたものでございます。したがって、それがそういった契約の執行上で不具合が出てくる、あるいは事務的にやりづらい部分があるということで、この制度を使って対応させていただいておりますので、基本的には全ての自治体がこれによって対応しているというものと考えております。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。これ

は、12月定例会で総務委員会に付託となりますので、その間にまた疑義がありましたら用意していただきたいと思えます。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

③建築設計業務の発注に係る地域要件の考え方について(財務課)

遠藤委員長 次に、③建築設計業務の発注に係る地域要件の考え方についてです。これにつきましては、休憩の中で進めさせていただき、そこで質疑なり説明を受けたいと思えますがよろしくお願ひします。それでは、しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (11:17)

(休憩中に執行部から説明)

再 開 (11:35)

遠藤委員長 それでは、休憩を解き会議を再開いたします。委員会につきましては、今皆さんが言われたように、市内の業者を優先ではある中でも、案件によっては市外からの視点というのも大事だということでもあります。また、今後入札によって取り扱われる建物が工事の変更ですとか、設計変更による増額ですとか、いろいろなことがあると問題もありますので、引き続き調査をするということで異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました

④本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて(管財課)

遠藤委員長 次に、④本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 こちらも資料がございませんけれども、以前の総務委員会でお話をさせていただいております。この庁舎脇の県教職員住宅の取扱いについての進捗状況、それから今後の方向性につきまして御説明をさせていただきます。先般の委員会の中でもお話をさせていただきましたように、県の管財課からは、物件価格0円での提示があったということでございました。それを受けて、今後、市ではどういう対応をしていくかというところと、どういう使い方をしていくかということになってくるかと思えますので、その辺のこれからの方向性も含めた考え方を管財課長から説明させていただきます。

斉藤管財課長 本庁舎に隣接する県教職員住宅は、県庁管財課が管理する普通財産であります。昭和52年に建設され、築47年が経過します。鉄筋コンクリート造り3階建ての旧耐震の建築物です。県からは、土地と建物を本市に譲渡する場合として0円を提示しております。県からは、本来の土地や建物の譲渡価格から解体工事費用を差し引いた額と聞いております。当該住宅について県から財産譲渡を受けると仮定した場合、用途は当該建築物が本庁舎に隣接することから、本庁舎の機能を補う建物として第2庁舎のように活用する構想、具体的には、会議室や書庫、防災や福利厚生などの多様な利用を検討していきたいと

考えております。来年度当初予算に県との協議、整備内容及び整備手法を検討するための経費を計上する予定であります。既存の建物を大規模改修し活用する場合、また、既存建物を解体し、新たな施設を構築する場合など、いずれの場合もPFI導入を含め検討いたします。PFI導入は、土地や建物といった財産をどのように活用するか、民間資本の力を借りて方向性をまとめ、実際に事業として運用していくものです。大まかな目標といたしまして、市内企業や金融機関などからプレゼンテーションにより、本庁舎周辺における事業提案を受け、市内業者による設計と工事の一体施工が理想的な進行と考えられます。PFI導入に関しましては、民間企業や金融機関などから協力してもらい、財産活用を進めることとなりますが、PFIという手法自体、私どもは手探りの状況でありますので、内閣府の専門家派遣制度を活用する予定であります。内閣府による専門家派遣の経費は、全額内閣府の負担であります。管財課は、国や県との打合せのための旅費や高速道路通行料、参考書籍の購入など事務的な費用の予算要求、計13万円を計上する予定です。ここまでの説明のとおり、来年度は内閣府からの協力を受け、PFIの導入を含め、県教職員住宅の譲渡に向け幅広く検討を行い、検討協議を行っていく予定であります。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員　この県の住宅は、昭和52年の建築とのことですので、築47年ということになりますけれども、昭和52年ですので、昭和56年の耐震基準が変わる以前の建物かと思っておりますので、これを活用するとしますと、かなりの耐震強度を上げるような施工が必要なんじゃないかと思っております。PFIの手法を学ぶための費用は、幾らもないかもしれませんが、実際にそのPFIの契約をして、そしてどういった事業提案を受けるか、またそれに向けてそれに沿って、会議室ですとか、防災室ですとか、いろんな使い方があるかと思っておりますけれども、そういったところのトータルの費用というのはかなり大きくなってくるんじゃないかと思うんですけれども、その何て言うか、メリット、そういったところがどうしても必要だというような市としてのニーズというのは、どの程度あるんでしょうか。

桑原総務政策部長　市のニーズというところで申し上げますと、先ほどの課長の説明にもありましたし、以前にも説明させていただきましたが、どうしてもこの庁舎が手狭ということで、会議室ですとか職員の休憩室が全くないような状況でございますので、そちらで活用させていただければというところは、お話をさせていただいたところでございます。費用面につきましては、なるべくお金をかけたくないということで、PFIの可能性をこれから調査をしまいたいということでございまして、イニシャルコストについては、かけない方向でのPFIそれを狙っているところでございます。

遠藤委員長　1点よろしいですか。今の課長の説明の中で、費用は12月の定例会で補正予算が出るということの説明と受け取っていいんですか。

桑原総務政策部長　調査費自体は、令和7年度予算で要求をさせていただきたいということで考えております。

遠藤委員長　ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（11：41）

再　　開（11：41）

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。これからその利活用について、また費用面についても、PFIという新たな導入を求めながら予算措置をしていくということであり、また、予算質疑の中でもいろいろなことで質疑が及ぶことも考えられますので、ここでは以上とさせていただきます。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

⑤魚沼市消防団「機能別消防団員」の制度概要について(消防本部)

遠藤委員長 次に、⑤魚沼市消防団機能別消防団員の制度概要について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 魚沼市消防団機能別消防団員の制度概要について説明させていただきます。消防団につきましては、全国的にもそうなんですけれども、団員数が減少していることから、今年度、定数を1,000人から800人としたところです。ただ、現在の実員数も約740人となっております。減少が続いております。そのため、地域防災力の維持というのが課題となっております。議会等でも御提案をいただいておりますが、その対策といたしまして、平日、日中の災害対応を補完することを目的とした機能別消防団員を来年度に向けて配置したいと考えているものでございます。その内容、詳細について次長から説明させていただきます。

角屋消防次長 (資料「魚沼市消防団「機能別消防団員」の概要について」により説明)

処遇についてであります。基本団員3万6,500円に対しまして1万2,000円の支給となりますが、この考え方につきましては、基本団員24時間に対しまして、機能別団員は12時間の活動時間であること、また、年間の平日の日数から算出したものであります。貸与品は、災害対応は、基本的に基本団員と変わりませんので、同じものを貸与いたします。ただし、基本団員との見分けになります。識別するために貸与ヘルメットの色を変えて支給することとしています。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 機能別消防団員は、正規の団員に比べますと、任務的には器具庫ですとか、ポンプ点検ですとか、そういったところに行かないということかと思っておりますけれども、こういった中で、できるだけこちらからしますと、この機能別団員に大勢になっていただきたいというところがあるかと思っております。アンケートなんかを見ますと、なかなか消防団員が大変だというイメージを感じております。そういう中で、こういった機能別の団員募集という中での見通し的なことを言いますと難しいかと思うんですけれども、できるだけ大勢に入りたいところがあります。こういった状況の中で、そういったところをどんなふうに見ておられるのでしょうか。

角屋消防次長 今の御質問に対しましては、機能別の人数のところであり、13分団あります。各分団5名ということで65名という設定をしておりますが、その中ですぐに65名が任用されるということはなかなか難しいと思っております。その理由といたしましては、まずは消防団活動の経験が必要と考えられますので、実際には退団という形をとったときのタイミングで推薦される形になります。

富永委員 機能別消防団員の場合ですね、要は日中、平日の戦力を補完する。そういう理由だと思います。実際火災があった場合には、ポンプ車とかを操作しなければならないと思いますけども、この任務内容の中に、点検等だとかがしないようなことになっていますけども、実際これをやる場合には、訓練等が必要ではないかと思いますがいかがですか。

角屋消防次長 委員御指摘のとおり、訓練が必要になるということも消防団の会議の中では考えておりますが、あくまでも補完的な活動というところを重点に考えています。ただ、この訓練とかがまったく参加できないというわけではなく、消防団長の必要と認めるときには、訓練等も参加できるような規定を考えています。

富永委員 補完ということなんですけども、実際に普通の消防団員が不在で、機能別消防団員しかいないという場合も想定されますので、やっぱりきちんと訓練をしてポンプを操作をできるようにしておくべきだと思いますが、その辺のところの計画をもう少し考えていただきたいと思います。

角屋消防次長 委員御指摘のところにつきましては、持ち帰りまして、消防団の会議でまた検討させていただきたいと思います。

富永委員 各分団5名以内ということですが、その地域によっては団員の大勢、また少ないところもありますが、一律5名でいいんでしょうか。

角屋消防次長 一律5名で、消防団の会議の中では決定しております。まず、先ほどお話しせてもらったんですが、この機能別団員の任用につきましては、まずそこで退職される方へ最初にお話を持っていく形になるかと思いますが、まずもってそういう形でスタートをさせていただきたいと思います。

佐藤委員 この機能別消防団員ですけれども、消防団員の仕事、役割を見てみますと、かなりいろんな多様なものがあると思うんですけれども、その中で今回は消防団員を経験されて、それで退団された方をまず対象に考えておられるということなんですけれども、消防団の多様な役割の中の部分的でも、こういったところだけとか、これとこれだけとか、かなり限定した形でまた応募すれば、また増えてくるんじゃないかなという気がするんですけれども、今後の検討としては、そういった方向はどうなんでしょうか。

角屋消防次長 今回の御質問なんですけど、確かに県内では、機能別消防団につきましては6の消防団が実施しております。その中でも学生だとか、そういったような機能をもたせて学生に機能別ということで、広報などというところで機能を限った形でやっているところもあります。また、全国的に見ますと、ドローン隊だとか、そういったところだとか、消防団の全ての中の一部の活動をやっていただいているような形であります。今後は、今回の魚沼市の機能別消防団というものにつきましては、平日、日中の火災もそうですし、災害、主に大規模災害等も視野に入れておりますので、そういったところで活動をしていただくことで考えております。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ、これで質疑を終結します。これも来年度からということですが、実施しながらいろんな改善点ですとか、新たな取組等もあるかと思いますが、まずしっかりと取り組んで、団員確保を目指していただきたいと思っています。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

⑥消防職員の定数について（消防本部）

遠藤委員長 次に、⑥消防職員の定数について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 それでは、消防職員の定数について説明させていただきます。昨年度から始まった定年延長制度に伴いまして、現在該当している60歳以上の職員が2名勤務しています。このまま今後も、現状の職員定数の範囲内で職員採用を継続していった場合、管理監督者となる50代以上の職員割合が増加して、職員の高齢化が進みます。現場活動の主体となる20代、30代の職員が減少して、将来的に災害対応の継続が困難となります。また、現場においても育児休暇等、感染症などによる休暇等によって、消防活動の主体となる職員の不足が生じています。消防本部においては、絶え間なく災害に備えなければならないことから、常時一定数の職員確保が必要であり、将来的な防災力維持のために職員定数を引上げ、職員採用の平準化を図りたいと考えております。

（資料「消防職員の定数について」により説明）

来年度中の引上げを目指して、今回説明させていただきました。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）なければ、これで質疑を終結します。本件について、これからの定年延長等も含めて長期にわたる課題かと思えますので、また定員適正化計画や定員管理計画にも影響する部分だと思います。総務政策部としっかりと協議をしながら人員確保については取り組んでいただけたらと思っています。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

⑦特殊勤務手当について（消防本部）

遠藤委員長 次に、⑦特殊勤務手当について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 手当の創設についてなんですけれども、本年8月に国から緊急援助隊がそういった場合に活動した際の手当で、国家公務員と警察と消防との間で、手当に差異が生じているので、消防は処遇の改善を図ってもらいたい旨の通知が発出されました。これを受けて、緊急援助隊等で派遣された災害地で活動する際の手当を新設したいと考えております。最終的に、手当を含む経費につきましては、国または全国市町村振興協会から支弁されることとなっております。

続きまして、これとは別に救急現場での医療行為を行う資格を有する救急救命士についてなんですけれども、現状ではほかの隊員と同じように1件150円の手当を支給しておりますが、法改正等がありまして、処置が拡大されて、ますますその責任は重大になってきております。また、訴訟等のリスクも抱えながら活動しておりますので、そういったことから、医療行為を行っている救急救命士について、近隣消防と同様に救急救命士手当を支給して、人材確保にも役立てたいと考えているものです。

以上、緊急援助隊など国家的非常災害で出動する隊員の手当及び救急救命士の手当を創設し、職員のモチベーションアップ、職員確保に努めたい旨の説明とさせていただきます。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森島委員 これは、手当を上げていこうという考え方ですか。

桑原消防長　　今までなかった緊急援助隊については、今まで災害現場に行くのに200円の手当がついていたんですけれども、国では2,000円程度の災害手当になっておりますので、それに合わせる形で金額を上げたいと考えております。

森島委員　　一覧表でも何でもいいですので、消防署の職員が手当をもらっている部分を教えていただければと思います。それは次回で結構です。

桑原消防長　　今ほど、特殊勤務手当に関する条例というのはあるんですけれども、その中で消防職員に該当するのが救急出動手当と災害出動手当、それと高所作業手当、潜水救助作業手当、山岳手当です。

遠藤委員長　　これは、委員会として資料を請求させていただきたいと思います。一覧表にしてどういった災害のときに、どういった時間帯に幾らつくとか、そういったリストを一覧表なんかでいただければ、次に調査をさせていただきたいと思います。恐らく災害現場では、国関係などいろんな立場の方が共同作業をするわけでありまして。そこに差異が生じてくるというのは、災害現場で働く人にとってモチベーションが上がるような要因にはならないような感じがいたしますので、それらを踏まえて委員会としては協議を進めたいと思いますので、ぜひ次に資料を提供いたしますのでよろしく願いいたします。

この特殊勤務手当については、これからの課題でもありますので、次に資料がそろった時点で新たに勉強会をしたいと思います。それでは、質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

それでは、以上いただきました案件については、全て終了いたしました。その他、執行部の皆さんから報告事項等がございますか。(なし) 委員の皆さんから執行部に対して質問等がありましたらお受けいたします。(なし) ないようであります。それでは、本日の会議は以上といたします。会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会これにて閉会といたします。

閉　　会 (12 : 03)

総務委員会

委員長 遠藤 徳一